

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人 新潟医療学園
理事長 廣瀬 徳男 殿

学校法人新潟医療学園

監 事

山内 亮治

監 事

小林 博

私たちは、私立学校法第 52 条及び学校法人新潟医療学園寄附行為第 28 条の規定に基づき、令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の会計及び業務の監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

私たちは、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類の監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。